



特集！保育園に設置する監視カメラ の予算が賛成多数で議会を通過！！

今回の号は、監視カメラについての特集です。

議会の流れ

●8月19日 全員協議会

9月議会に上程される議案説明があり、その中で監視カメラの説明

私から、運用を定めた「要綱」はできているかを尋ねたが、「できていない」との回答

●9月1日 本会議

木村議員と梶谷議員の質問により、次のことが明らかとなった。

- 1 保育園父母の会からは、現在、門の所にセンサーがついて人が来るとピンポンと鳴るが、カメラが欲しいという要望があった。
- 2 設置の目的は事故の防止、事故があったときの検証である。副次的には防犯にも役立つ。
- 3 一部の園長と話をしているが、全体では話をしていない。
- 4 各園 1 台。カメラとモニターを設置する。認定こども園は、モニターは必要ないということに付けない。

<主な意見>

木村議員 安全のためには、現場の子どもたちを見る目を増やすこと、保育士の増員を図るべきだと考える。

梶谷議員 監視カメラの設置によって、事故防止にはならないと断言できる。

人間と人間が関わる現場において、監視カメラを設置するという発想は考えられない。監視カメラの発想は、人間を成長・発達させていく現場の保育士と子どもの関係を軽視している。

堀 全員協議会で運用要綱がないことを確認

した。現在でも、要綱は未整備。スキームをきちんと決めてから上程すべきだ。

教育子どもみらい部長 人の管理をおろそかにするということではないし、カメラにより信頼関係まで損なうと考えていない。また、保育士の記憶ではなく、記録で検証できる。非を求められたときに、自己を守ることもつながる。

総務部長 防犯カメラについては、現在、規則で規定されている。県でもガイドラインを定めている。各施設で運用形態が変わってくるため、その施設ごとに要綱を定めていくことになる。上程して、同時並行で要綱を定めることもありえる。

●9月12日 財務常任委員会

本会議の質疑により、現場の声をほとんど聞いていないこと、保護者からの要望とは違うものであることが明らかとなったことから、この部分の予算を削った修正案が提出されました。（提出者 木村議員 賛成者 堀）

宮川議員から、このような議案は、職員組合との合意（完全に合意できないとしても議会へ提案することを了承）を前提に出されてくるべきものであるという意見が出されました。私は、この意見に賛同し、加えて、保護者一人一人の同意や承諾が必要であると訴えました。黒川議員からは、「カメラの設置は、市当局の管理運営事項であり、職員組合の合意は必要ない。しかしながら今回の進め方はいささか強引すぎるくらいもある。よって、附帯決議を付けたらどうか」というような意見が出され、相原議員、大野議員も同調する態度を示しました。

塚本議員からは、市民を対象にしたものであり、条例で規定すべきだという意見が出されま

**防犯カメラと監視カメラとの違いが重要です！！
市当局も曖昧になっています！！**

	防犯カメラ	監視カメラ
被写体	不特定多数	特定される者
性質	意図的な犯罪者から守るためのもの	双方の契約により、プライバシーを共有（公開）することに対して同意を得た上で行われるもの・・・※1
憲法第13条（肖像権・プライバシー権の考え方）	目的の相当性、必要性、方法の相当性等を考慮した上で、映される側の有する権利を侵害する違法なものであるかどうかを検討（何でもOKではないことに注意）・・・※2	個人の私生活上の自由の一つとして、 <u>何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・態姿を撮影されない自由を有する</u> （京都府学連事件最高裁判決）。
岩倉市の条例、規則等の制定状況	条例は、未制定 岩倉市防犯カメラの設置及び管理に関する規則を制定	条例及び規則は、未制定。市の内規である要綱を制定予定（9月28日時点で未制定）
愛知県の防犯カメラのガイドライン	適応	適応しない（不特定多数を映すものであると定義しているため）

※1 憲法第13条は、個人の権利であり、保育園父母の会の一部の人々が了承することをもって、よしとするものではない。保育士についても同様のことがいえる。

※2 滋賀県大津市では、市役所の窓口に設置したカメラを、映りたくないという市民の苦情で撤去

した。私は、塚本議員の意見に賛成し、「労働条件の変更に当たり、管理運営事項ではない」と黒川議員に反論しました。が、その後、その附帯決議について、議論もなしに、採決となり、委員会は閉じられました。（修正案は賛成少数（木村・榎谷・塚本・堀）で否決）

●最終日9月28日 本会議

当局の示した予算案に対し、反対討論をしまし。また、予算を通すのであれば、次の条件を付けるべきだという附帯決議を提出しました。

- 1 園児の保護者に監視カメラ設置事業の同意を得ること。
- 2 現場の保育士及び職員組合の合意を得ること。
- 3 1及び2が達成されるまでは、予算を執行しないこと。

しかし、委員会で、同じように附帯決議を付けるべきだと意見した議員は最終的に必要ないと態度を変え、あえなく否決されました（賛成5（修正案に賛成した議員+宮川議員）。

副次的な、防犯カメラとしての、安心・安全に寄与する効果を否定するものではありませんが、今回の主目的は、監視です。大前提として、合意のないまま進めることはありえません。

カメラは単なる記録で、カメラの設置で事故を未然に防ぐことはできません。子どもたちを見守るのは人しかできません。不足している保育士を増やすことの方がよほど大事です。

また、年長さんともなれば、カメラの存在を意識した行動になる危険性も指摘されています。

[ブログ→iwaohori.net](http://iwaohori.net) もご覧ください！